

【ミナミ地区での取組み】

- 7/16～ 臨時検査場の設置（夜の街関連施設で勤務されている方及び利用者で、少しでも症状のある方への検査受診）
- 7/16～ 街頭啓発（大阪府・大阪市）
- 8/5 「感染防止宣言ステッカー」登録促進に向け普及活動（252店舗）
 - ステッカーのない接待を伴う飲食店、その他の酒類の提供を行う飲食店への個別訪問による感染防止対策徹底の要請（大阪府・大阪市・大阪府社交飲食業生活衛生同業組合・大阪府警察）
- 8/6～20 休業・営業時間短縮要請

接待を伴う飲食店 （キャバレー、ホストクラブ等）、 政令対象※の酒類の提供を行う飲 食店（バー、ナイトクラブ等）・ カラオケ店	業種別ガイドラインを遵守 （感染防止宣言ステッカーを 導入）していない施設	休業を要請
	遵守（導入）している施設	営業時間短縮（5時～20時）を要請
その他の酒類の提供を行う飲食店(居酒屋等)		営業時間短縮（5時～20時）を要請

- 8/17,18 休業・営業時間短縮要請の現地確認
 - 現地確認及び「わかりやすい感染防止の対策例」チラシの配布⇒9割程度の店舗が休業
- 携帯電話の位置情報で、7月と休業要請期間中の夜間の人出について比較した結果、3割程度減少(資料1 - 10参照)

【感染防止宣言ステッカーについて】

- 登録状況（8月18日現在）
 - 感染防止宣言ステッカー（45,844件）、大阪コロナ追跡システム（28,448件）
- 「感染防止宣言ステッカーコールセンター」
 - 8/21から「休業要請コールセンター」を「感染防止宣言ステッカーコールセンター（電話：06-4397-3268）」に変更。
 - 登録に関するお問い合わせ・通報への対応。通報があった場合、施設管理者に架電等により必要な対応を実施。